

○飯能市多世代同居・近居住宅取得事業補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第101号

改正 令和2年3月31日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世代世帯の移住・定住促進による人口増加及び地域の活性化に資するとともに、経済対策として市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、多世代世帯としての同居・近居をするための住宅を新築し、又は購入する者に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多世代同居等 第6条第1項の申請書を提出する時に1以上の者が市外に居住する2世代以上の親、子、孫等の直系親族(第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに当該市外に居住する者が補助対象住宅に転居するものに限る。)が、同居し、又は近居すること(市長が認めるものに限る。)をいう。この場合において、子、孫等の世代が最も下位である直系卑属で単身のものは、1世代として数えないものとする。

(2) 同居 市内に存する同一の住宅に居住することをいう。

(3) 近居 市内に存する2以上の住宅(賃貸住宅を除く。)に居住することをいう。

(4) 補助対象住宅 市内に存し、申請者が第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに多世代同居等をする住宅(多世代同居等をする際に、市内に転入する者が居住するものに限る。)のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 戸建て住宅にあっては、当該住宅及びこれに附属する施設

イ マンション等の集合住宅にあっては、自己の居住の用に供するために専有する住宅部分

ウ 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅(以下「併用住宅」という。)にあっては、自己の居住の用に供する住宅部分

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象住宅を取得するために工事請負契約又は売買契約(直系親族間のものを除く。)を締結した者であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 第9条第1項に規定する実績報告書を提出する日までに市内に住所を有すること。

(2) 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)に未納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅の取得に要する費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に100分の10を乗じて得た額(当該額が10万円を超えるときは、10万円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅を取得する場合は、補助対象経費に、居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の100分の10に相当する額(当該額が10万円を超えるときは、10万円)とする。

3 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 一の住宅に対するこの要綱に基づく補助金の交付は、1年度につき1回を限度とする。

5 前項の規定にかかわらず、当該住宅の所有者に変更があった場合は、一の住宅に対し、同一年度中再度の補助金の申請ができるものとする。

6 市内に事業所を有する法人(市の法人市民税に係る事業所の開設届を提出している者に限る。)又は市内に住所を有する個人事業主を相手方とする工事請負契約を締結した場合における第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「10万円を超えるときは、10万円」とあるのは「40万円を超えるときは、40万円」とする。

7 空き家バンク(飯能市空き家バンク実施要綱(平成28年告示第23号)第1条に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。)により補助対象住宅を取得した場合には、第1項から第3項までの規定により算出した額に10万円を加算する。

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 工事請負契約

- ア 補助対象住宅に係る工事請負契約書の写し
- イ 同居・近居予定者のうち、世帯主の納税証明書
- ウ 同居・近居予定者が直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- エ 市内に転入を予定している者の住民票の写し
- オ 多世代同居等のうち近居をする場合にあっては、近居の対象となる住宅の所在証明書又はそれに代わるもの
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 売買契約

- ア 補助対象住宅に係る売買契約書の写し
- イ 空き家バンクを利用した者にあっては、その旨を証明する書類
- ウ 前号イからカまでに定める書類

3 第1項の申請書は、工事請負契約を締結した場合にあっては建築工事の着工前に、売買契約を締結した場合にあっては転入予定者のうち最も早く転入するものが転入する日の前日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者は、補助金の交付申請の内容を変更し、又は補助対象住宅に係る建築工事を中止し、若しくは売買契約を解除しようとするときは、あらかじめ様式第3号を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付申請の内容が変更された場合においても、補助金の額は増額しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査結果を様式第4号により同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(実績報告書の様式)

第9条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (2) 補助対象住宅に係る登記事項証明書
- (3) 補助対象住宅の写真
- (4) 工事請負契約を締結した場合にあっては、建築基準法に基づく検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の報告書は、補助対象住宅の取得後30日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

(報告等)

第11条 市長は、必要と認める場合は、第6条第1項の申請書の提出のあった補助対象住宅に関し、報告を求め、又は現地調査を実施することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。